

議第86号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市民プールと赤保木公園の一体的利用の推進及び大八グラウンドの使用料等の見直しを行うとともに施設の利用促進を図るため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（売店等の許可）</u></p> <p><u>第16条</u> 使用者の便を図るため、市長において必要があると認めるときは、<u>第10条の規定にかかわらず、売店その他の施設の設置を許可することができる。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定による許可を受けたものに対する<u>占用料については、市長が別に定める。</u></p> <p>（他の条例の適用）</p> <p><u>第17条</u> この条例に定めるもののほか、中山公園野球場、中山公園陸上競技場、中山テニスコート及び<u>高山市相撲場の管理については、高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）第4条から第14条まで及び第17条から第19条までの規定を適用する。</u></p> <p>第18条 （略）</p>	<p>（他の条例の適用）</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、中山公園野球場、中山公園陸上競技場、中山テニスコート、<u>高山市相撲場及び赤保木交流広場の管理については、高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）第4条から第10条まで、第12条から第14条まで及び第17条から第19条までの規定を適用する。</u></p> <p>第17条 （略）</p>

改正前

別表第1（第2条関係）

名称	位置
高山市屋内軽スポーツ場の項～中山テニスコートの項（略）	
高山市民プール	高山市赤保木町1636番地1
高山市相撲場の項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）	

別表第2（第11条関係）

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明
グラウンド	大八グラウンド	全面	3,980	5,230	7,960	5,230	2,720
		半面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360
	南部グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	—	—
丹生川運動公園グラウンドの款～奥飛驒村上総合グラウンドの款（略）							
備考（略）							

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2

テニスコートの部～屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場の部（略）

施設	名称	使用方法	使用料		
			幼児	小中高生	一般
プール	高山市民プール	1人1日につき	無料	100	400
	清見B&G海洋センタープール	1人1日につき	無料	50	260
	国府B&G海洋センタープール				
	奥飛驒トレーニングセンタープール				

施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間あたり)	照明料 (1時間あたり)
----	----	------	------	-----------------	-----------------

体育館・武道館の部（略）

改正後

別表第1（第2条関係）

名称	位置
高山市屋内軽スポーツ場の項～中山テニスコートの項（略）	
赤保木交流広場	高山市赤保木町1636番地1
高山市相撲場の項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）	

別表第2（第11条関係）

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明
グラウンド	南部グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	—	—
丹生川運動公園グラウンドの款～奥飛驒村上総合グラウンドの款（略）							
備考（略）							

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2

テニスコートの部～屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場の部（略）

施設	名称	使用方法	使用料		
			幼児	小中高生	一般
プール	清見B&G海洋センタープール 国府B&G海洋センタープール 奥飛驒トレーニングセンタープール	1人1日につき	無料	50	260

施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間あたり)	照明料 (1時間あたり)
----	----	------	------	-----------------	-----------------

体育館・武道館の部（略）

施設	名称	使用方法	使用料		
			幼児	小中高生	一般

レクリエーション施設	赤保木交流広場 (プール)	1人1日につき	無料			100		400	
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明 (各区分)
サッカー場	大八グラウンド	全面	6,800	5,100	5,100	17,000	3,400	3,400	2,100
		半面	3,400	2,550	2,550	8,500	1,700	1,700	1,050
		選手控室 (1室)	2,000	1,500	1,500	5,000	1,000	1,000	二
備考									
<p>1 午前は8時から12時まで、午後1は12時から15時まで、午後2は15時から18時まで、全日は8時から18時まで、夜間1は18時から20時まで、夜間2は20時から22時までとする。</p> <p>2 全面・半面を使用する場合には、選手控室2室分を無料で使用することができる。</p> <p>3 午前・午後・全日・夜間の各時間区分の前後に30分単位で使用時間を延長することができる。延長料は、各時間区分の使用料を30分当たりの金額に換算し算定する。</p> <p>4 午前8時以前は、1時間単位で使用することができる。使用料は、午前の使用料を1時間当りの金額に換算し算定する。</p>									

備考
1～4 (略)

備考
1～4 (略)

5 使用方法の欄に掲げる使用方法により使用する場所以外の場所を使用する場合の使用料は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算出した額とする。

6 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。

7 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第2のグラウンドの部中大八グラウンドの款を削る改正及び同表にサッカー場の部を加える改正 規則で定める日
 - (2) 前号に掲げる改正以外の改正 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第1号に掲げる改正による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の規定により大八グラウンドの使用の許可を受けようとする者は、同号に掲げる改正の施行の日1月前からその申請を行うことができる。
- 3 第1項第2号に掲げる改正による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、同号に掲げる改正の施行の日(以下「第2号施行日」という。)前においても、その申請を行うことができる。
- 4 市長又は指定管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合には、第2号施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、第2号施行日において市長又は指定管理者の許可を受けたものとみなす。
- 5 第1項第2号に掲げる改正による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に赤保木交流広場の管理を行わせるための準備行為は、第2号施行日前においても行うことができる。